

大口町告示第13号

大口町町税に関する文書の様式を定める要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町町税に関する文書の様式を定める要綱

第1条 大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の施行のために必要な文書の様式は、別表に掲げるところによるものとする。

第2条 この要綱に定めるもののほか、必要な文書の様式は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

様式番号	名称	根拠条文
第1号様式	徴収猶予申請書	地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） 第15条第1項及び第2項
第2号様式	徴収猶予期間延長申請書	法第15条第4項
第3号様式	申請書の訂正等に係る通知書	法第15条の2第7項、第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2第7項
第4号様式	徴収猶予承認（申請却下）通知書	法第15条の2の2第1項及び第2項
第5号様式	徴収猶予期間延長承認（申請却下）通知書	
第6号様式	徴収猶予取消通知書	法第15条の3第3項
第7号様式	換価の猶予通知書	法第15条の5の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項
第8号様式	換価の猶予期間延長通知書	
第9号様式	換価の猶予取消通知書	法第15条の5の3第2項及

		び第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3第3項
第10号様式	換価の猶予申請書	法第15条の6第1項
第11号様式	換価の猶予期間延長申請書	法第15条の6第3項において準用する同法第15条第4項
第12号様式	換価の猶予承認（申請却下）通知書	法第15条の6の2第3項に
第13号様式	換価の猶予期間延長承認（申請却下）通知書	において準用する同法第15条の2の2第1項及び第2項

徴 収 猶 予 申 請 書								
年 月 日								
愛知県丹羽郡大口町長 様								
申 請 者	住 所 (所在地)	電話番号 携帯電話						
	氏 名 (名称)	印						
地方税法第15条第1項(第2項)の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。								
納 付 (納 入) す べ き 町 の 徴 収 金	年度	期(月)別	税 目	納期限	税 額	督促手数料	延滞金	滞納処分費
				. .	円	円	円	円
				. .				
				. .				
				. .				
納付(納入)すべき町の徴収金のうち、 徴収猶予を受けようとする金額								
徴収猶予該当事実の 詳細								
一時に納付(納入) することができない 事情の詳細								
徴収猶予を受けよう とする期間		年 月 日から 年 月 日まで 間						
納 付 (納 入) 計 画	年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額		
	. .	円	. .	円	. .	円		
			
			
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情						
添付書類の名称								
備考								

徴収猶予期間延長申請書

年 月 日

愛知県丹羽郡大口町長 様

申請者	住所 (所在地)	電話番号	携帯電話
	氏名 (名称)	印	

地方税法第15条第4項の規定により、下記のとおり徴収猶予期間の延長を申請します。

徴収猶予期間の延長を申請する町の徴収金	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	督促手数料	延滞金	滞納処分費
				・ ・	円	円	円	円
				・ ・				
				・ ・				
				・ ・				
				・ ・				
合 計								

徴収猶予期間内に猶予を受けた金額を納付(納入)することができない理由	
------------------------------------	--

当初の徴収猶予期間	年 月 日から	年 月 日まで	間
-----------	---------	---------	---

延長を受けようとする期間	年 月 日から	年 月 日まで	間
--------------	---------	---------	---

納付(納入)計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	

担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情
----	--	----------------------

添付書類の名称	
---------	--

備考	
----	--

申請書の訂正等に係る通知書

第 号
年 月 日

住 所
(所在地)
氏 名
(名 称)

様

愛知県丹羽郡大口町長 印

下記のとおり申請書の訂正等を求めますから、地方税法第15条の2第7項(第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2第7項)の規定により通知します。

年 月 日付けで提出のありました に係る申請書について、記載に不備があるため、又は申請書に添付すべき書類の記載に不備がある、若しくはその提出がないため、この通知を受け取った日から20日以内に、下記のとおり申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしてください。
なお、期間内に申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかったときは、地方税法第15条の2第8項(第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2第8項)の規定により申請を取り下げたものとみなします。

訂正等を求める書類	訂正等の内容

徴収猶予承認（申請却下）通知書

第 号
年 月 日

住 所
(所在地)
氏 名
(名 称)

様

愛知県丹羽郡大口町長 印

年 月 日付けで申請のありました徴収猶予については、下記のとおり承認(却下)しましたから、地方税法第15条の2の2第1項(第2項)の規定により通知します。

徴収猶予をした町の徴収金	年度	期(月)別	税 目	納期限	税 額	督促手数料	延滞金	滞納処分費
				・ ・	円	円	円	円
				・ ・				
				・ ・				
				・ ・				
				・ ・				
合 計								

徴収猶予をする期間 年 月 日から 年 月 日まで 間

納付 (納入) 計画	年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額
	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	

承認(却下)の理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

徴収猶予期間延長承認（申請却下）通知書

第 号
年 月 日

住 所
(所在地)
氏 名
(名 称)

様

愛知県丹羽郡大口町長 印

年 月 日付で申請のありました徴収猶予期間の延長については、下記のとおり承認(却下)しましたから、地方税法第15条の2の2第1項(第2項)の規定により通知します。

徴収猶予期間の延長をした町の徴収金	年度	期(月)別	税 目	納期限	税 額	督促手数料	延滞金	滞納処分費
				・ ・	円	円	円	円
				・ ・				
				・ ・				
				・ ・				
				・ ・				
合 計								
当初の徴収猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 間						
延長後の徴収猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで 間						
納付 (納入) 計画	年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額		
	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円		
	・ ・		・ ・		・ ・			
	・ ・		・ ・		・ ・			
	・ ・		・ ・		・ ・			
承認(却下)の理由								
備考								

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

徴収猶予取消通知書

第 号
年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名 様
(名 称)

愛知県丹羽郡大口町長 印

下記のとおり徴収猶予を取り消しましたから、地方税法第15条の3第3項の規定により通知します。
なお、未納の町の徴収金については直ちに納付(納入)してください。

徴収猶予の取消しをした町の徴収金	年度	期(月)別	税 目	納期限	税 額	督促手数料	延滞金	滞納処分費
				・ ・	円	円	円	円
				・ ・				
				・ ・				
				・ ・				
合 計								
徴収猶予通知年月日		年 月 日						
取消年月日		年 月 日						
取消しの理由								
備考								

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

換価の猶予期間延長通知書

第 号
年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名 様
(名 称)

愛知県丹羽郡大口町長 印

下記のとおり換価の猶予期間の延長をしましたから、地方税法第15条の5の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

換価の猶予期間の延長をした町の徴収金	年度	期(月)別	税目	納期限	税額	督促手数料	延滞金	滞納処分費
				・ ・	円	円	円	円
				・ ・				
				・ ・				
				・ ・				
				・ ・				
合 計								

当初の換価の猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 間

延長後の換価の猶予期間 年 月 日から 年 月 日まで 間

納付 (納入) 計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	

換価の猶予期間延長の理由

備考

換価の猶予取消通知書

第 号
年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名 様
(名 称)

愛知県丹羽郡大口町長 印

下記のとおり換価の猶予を取り消しましたから、地方税法第15条の5の3第2項(第15条の6の3第2項)において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。

なお、未納の町の徴収金については直ちに納付(納入)してください。

換価の猶予の取消しをした町の徴収金	年度	期(月)別	税 目	納期限	税 額	督促手数料	延滞金	滞納処分費
				. .	円	円	円	円
				. .				
				. .				
				. .				
合 計								
換価の猶予通知年月日			年 月 日					
取消年月日			年 月 日					
取消しの理由								
備考								

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

換 価 の 猶 予 申 請 書								
年 月 日								
愛知県丹羽郡大口町長 様								
申 請 者	住 所 (所在地)	電話番号 携帯電話						
	氏 名 (名 称)	印						
地方税法第 15 条の 6 第 1 項の規定により、下記のとおり換価の猶予を申請します。								
納 付 (納 入) す べ き 町 の 徴 収 金	年度	期 (月) 別	税 目	納期限	税 額	督促手数料	延滞金	滞納処分費
				. .	円	円	円	円
				. .				
				. .				
				. .				
納付 (納入) すべき町の徴収金のうち、 換価の猶予を受けようとする金額								
一時に納付 (納入) することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細								
換価の猶予を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで 間						
納 付 (納 入) 計 画	年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額		
	. .	円	. .	円	. .	円		
			
			
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		担保財産の詳細又は提供できない特別の事情					
添付書類の名称								
備考								

換 価 の 猶 予 期 間 延 長 申 請 書

年 月 日

愛知県丹羽郡大口町長 様

申請者	住 所 (所在地)	電話番号	携帯電話
	氏 名 (名 称)	印	

地方税法第 15 条の 6 第 3 項において準用する同法第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり換価の猶予期間の延長を申請します。

換価の猶予期間の延長を申請する町の徴収金	年度	期 (月) 別	税 目	納期限	税 額	督促手数料	延滞金	滞納処分費
				・ ・	円	円	円	円
				・ ・				
				・ ・				
				・ ・				
				・ ・				
合 計								

換価の猶予期間内に猶予を受けた金額を納付 (納入) することができない理由	

当初の換価の猶予期間	年 月 日から	年 月 日まで	間
------------	---------	---------	---

延長を受けようとする期間	年 月 日から	年 月 日まで	間
--------------	---------	---------	---

納付 (納入) 計画	年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額
	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	

担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情
----	--	----------------------

添付書類の名称	
---------	--

備考	
----	--

換価の猶予承認（申請却下）通知書

第 号
年 月 日

住 所
(所在地)
氏 名
(名 称)

様

愛知県丹羽郡大口町長 印

年 月 日付で申請のありました換価の猶予については、下記のとおり承認(却下)しましたから、地方税法第 15 条の6の2第3項において準用する同法第 15 条の2の2第1項(第2項)の規定により通知します。

換価の猶予をした町の徴収金	年度	期(月)別	税 目	納期限	税 額	督促手数料	延滞金	滞納処分費
				・ ・	円	円	円	円
				・ ・				
				・ ・				
				・ ・				
合 計								

換価の猶予をする期間 年 月 日から 年 月 日まで 間

納付 (納入) 計画	年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額
	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
	・ ・		・ ・		・ ・	
	・ ・		・ ・		・ ・	

承認(却下)の理由

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

換 価 の 猶 予 期 間 延 長 承 認 (申 請 却 下) 通 知 書

第 号
年 月 日

住 所
(所在地)
氏 名
(名 称)

様

愛知県丹羽郡大口町長 印

年 月 日付で申請のありました換価の猶予期間の延長については、下記のとおり承認(却下)しましたから、地方税法第 15 条の6の2第3項において準用する同法第 15 条の2の2第1項(第2項)の規定により通知します。

換価の猶予期間の延長をした町の徴収金	年度	期(月)別	税 目	納期限	税 額	督促手数料	延滞金	滞納処分費
				・ ・	円	円	円	円
				・ ・				
				・ ・				
				・ ・				
合 計								
当初の換価の猶予期間			年 月 日から 年 月 日まで 間					
延長した換価の猶予期間			年 月 日から 年 月 日まで 間					
納付 (納入) 計画	年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額		
	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円		
	・ ・		・ ・		・ ・			
	・ ・		・ ・		・ ・			
承認(却下)理由								
備考								

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。